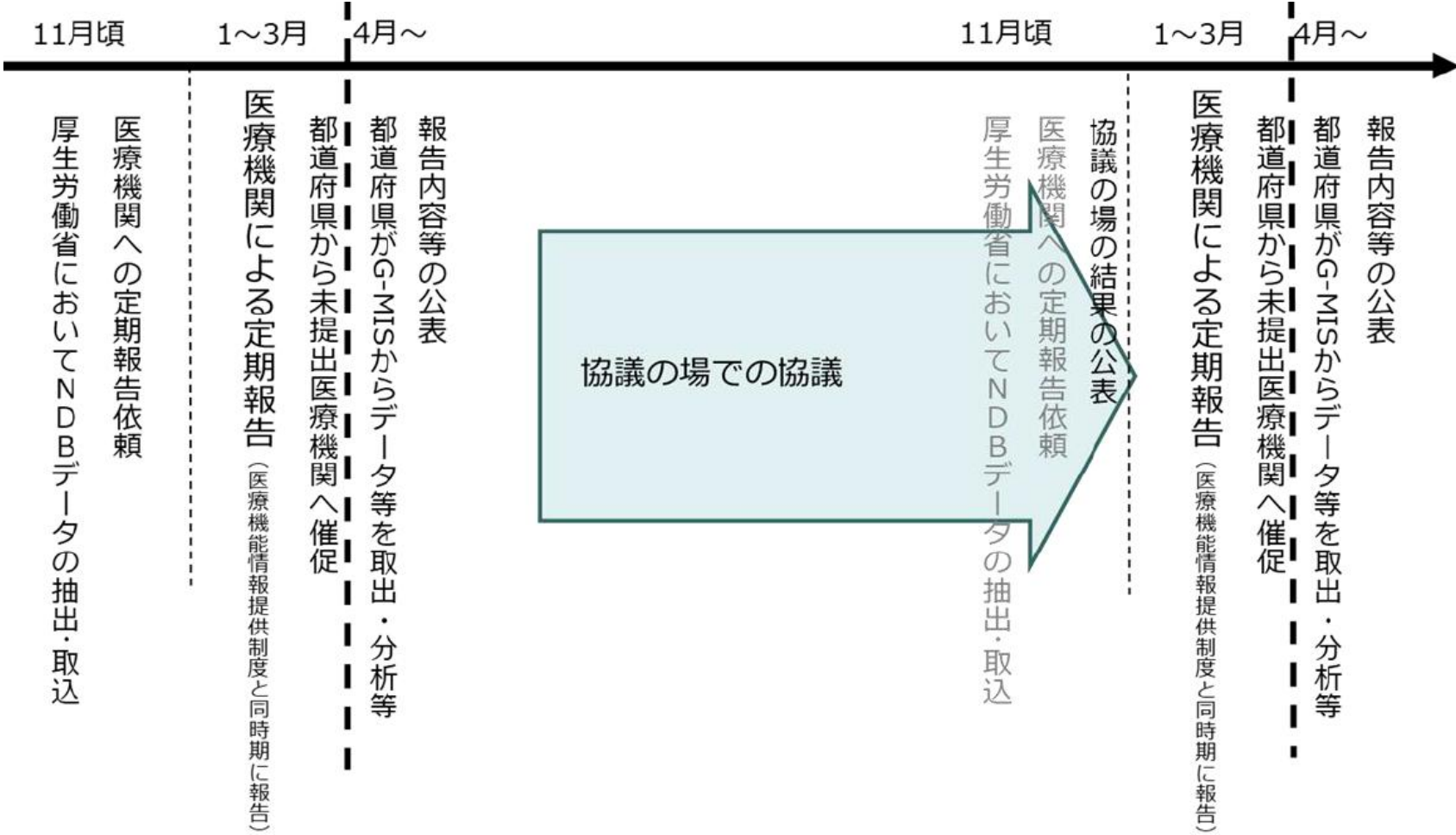


目的 地域において必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すもの

報告期間	令和8年1月～3月 (現在も報告可能)
報告内容の公表	令和8年4月以降 (報告内容の確認の上)
協議の場の開催	令和8年7月頃から
結果公表	令和8年12月頃



令和 7 年度かかりつけ医機能報告制度の報告結果について

京都府全体の概要（R8. 7. 7時点）

対象医療機関	2, 5 1 4 施設
報告医療機関	1, 6 8 0 施設
報告率	6 6 ・ 8 3 %

1 号機能	1, 2 1 8 施設 (7 2 . 5 %)
2 号機能（イ） （診療時間外）	1, 0 0 5 施設 (5 9 . 8 %)
2 号機能（ロ） （入退院支援）	9 5 0 施設 (5 6 . 5 %)
2 号機能（ハ） （在宅医療）	8 9 5 施設 (5 3 . 3 %)
2 号機能（ニ） （介護連携）	1, 0 1 0 施設 (6 0 . 1 %)

※対象医療機関は、特定機能病院等を除く報告制度の対象医療機関のうち、G-MISアカウントを取得している医療機関数を指します。
※2号機能の各機能に係る施設数は1号機能が有りと判定された医療機関で2号機能の各機能が有りと判定された医療機関数です。
※カッコ内は各機能が有りと判定された医療機関を報告医療機関で割った割合です。
※数字は今後変動する可能性があります。

京都市内の協議について

現状： 医療施設は全国水準以上に整備されており、医療機能も一定数整備されている状況が伺える。

一方で、地域において不足している機能も想定されることから、地域の医療提供体制の整備に係る協議を行い、関係者と連携し対応する必要があると考える。



今後の対応（案）

京都市域地域医療構想調整会議の4ブロックと同様の区分けで地区医師会を中心とした4つのワーキンググループを設置し地域のニーズや状況等についてご意見をいただくとともに各地域に不足する医療機能や、不足する機能を整備するための方策等について分析・検討を進めることとしてはどうか。

また、データの精度向上を目的として、令和8年度報告に向けて制度周知・理解促進を図ることとしてはどうか。